

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者：様

事業者：いなせなケアマネ事務所さつきが丘

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[2024 年 4 月 1 日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 043-216-5881 (24 時間 365 日対応)

担 当 介護支援専門員 _____

管理責任者 坪井 桂子 _____

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	いなせなケアマネ事務所さつきが丘
所在地	千葉県千葉市花見川区さつきが丘 2-9-3
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (千葉市 第 1270202912 号)
サービスを提供する実施地域※	千葉市花見川区・千葉市稲毛区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名 介護支援専門員 1 名以上 事務員 1 名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的なながれ」 参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援費 I)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 1086 単位 要介護 3・4・5 1411 単位

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 544 単位 要介護 3・4・5 704 単位

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 326 単位 要介護 3・4・5 422 単位

(居宅介護支援費Ⅱ) ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員を配置する場合

① 介護支援専門員取扱件数 50 件未満の場合

要介護 1・2 1086 単位 要介護 3・4・5 1411 単位

② 介護支援専門員取扱件数 50 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 527 単位 要介護 3・4・5 683 単位

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 316 単位 要介護 3・4・5 410 単位

④ 加算を算定した場合

初回加算 1 ヶ月につき 300 単位

入院時情報連携加算 (Ⅰ) 1 ヶ月につき 250 単位

入院時情報連携加算 (Ⅱ) 1 ヶ月につき 200 単位

退院・退所加算 (Ⅰ) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 450 単位

退院・退所加算 (Ⅰ) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 600 単位

退院・退所加算 (Ⅱ) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 600 単位

退院・退所加算 (Ⅱ) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 750 単位

退院・退所加算 (Ⅲ) 入院または入所期間中 1 回を限度に 900 単位

特定事業所加算 (Ⅰ) 1 ヶ月につき 519 単位

特定事業所加算 (Ⅱ) 1 ヶ月につき 421 単位

特定事業所加算 (Ⅲ) 1 ヶ月につき 323 単位

特定事業所加算 (A) 1 ヶ月につき 114 単位

特定事業所医療介護連携加算 1 ヶ月につき 125 単位

通院時情報連携加算 1 ヶ月につき 50 単位

緊急時等居宅カンファレンス加算 1 ヶ月に 2 回を限度に 200 単位

ターミナルケアマネジメント加算

死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅の訪問等を行った場合 400 単位

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 500円

二 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上10キロ毎に500円

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5. 虐待防止

虐待は、契約者（利用者）の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 虐待防止のための研修会を定期的の実施します。

(4) 虐待防止責任者を設置します。

虐待防止担当者 居宅介護支援事業所管理者 坪井 桂子

6. ハラスメント対策

業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化 等の必要な措置をします。

(1) 契約者(利用者)様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

7. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は、感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

(2) 感染症及びまん延の防止のための指針の整備をします。

(3) 感染症及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的の実施します

8. 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の 自然災害に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を定期的の実施します。

9. サービス内容に関する苦情

(ア) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(イ) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

10. 秘密保持及び個人情報の保護

法人等の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくは家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

11. 当法人の概要

法人種別・名称	介護の匠株式会社
	代表取締役 山口 真男
設立	平成22年12月
所在地・電話	千葉県千葉市中央区仁戸名町324-20 電話 043-216-5881
事業内容	居宅介護支援事業、認知症対応型(予防)通所介護事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

5. その他重要事項

- ① 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。
- ② 特定事業所加算算定の場合、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

- ③ 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合

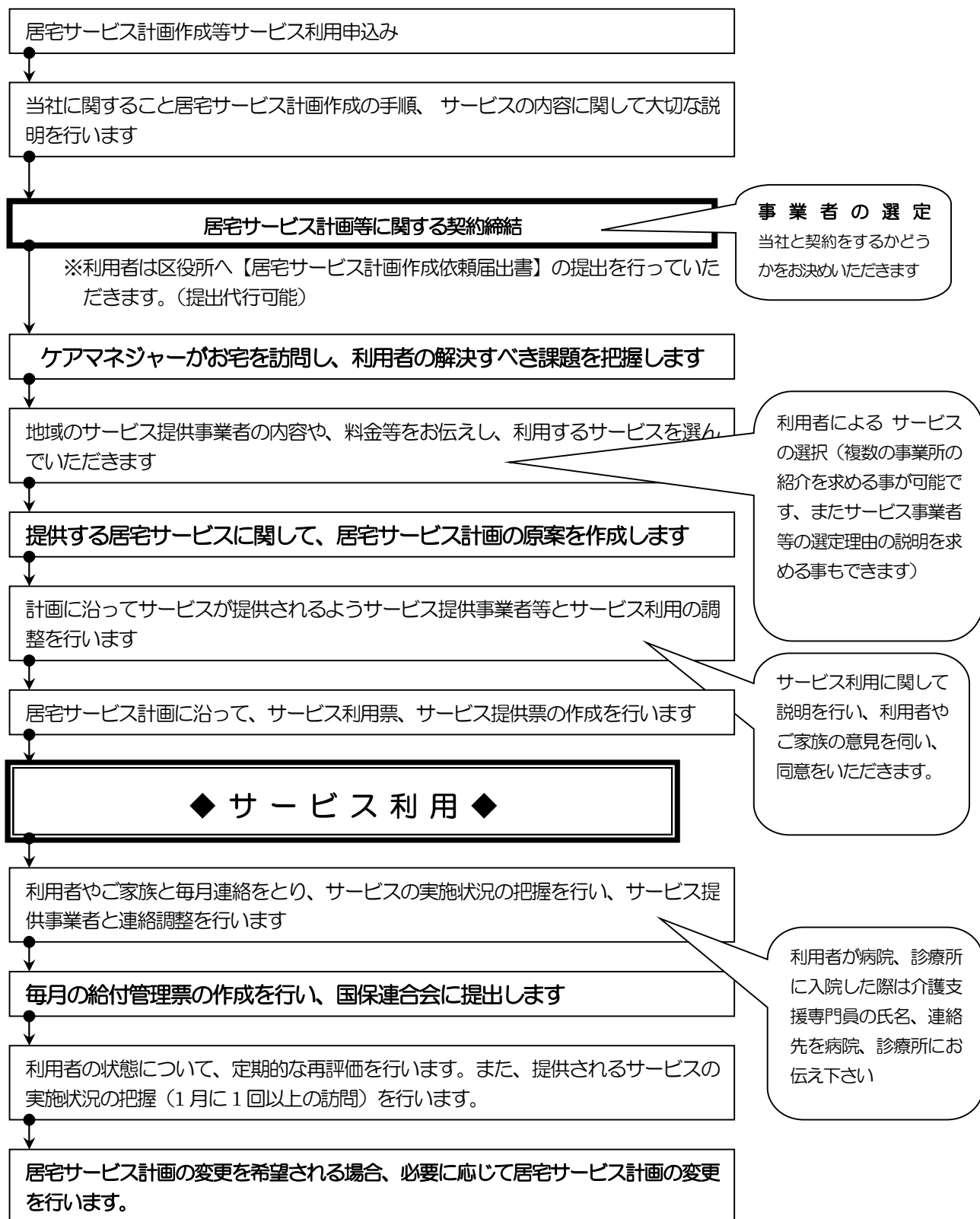
訪問介護	14.2%
通所介護	9.5%
地域密着型通所介護	12.0%
福祉用具貸与	36.1%

- ④ 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護事業所エール花見川 11.8%	ゆかり花見川訪問介護事業所 11.2%	優らいふいなげステーション 10.6%
通所介護	かがやきデイサービス千葉さつきが丘 21.1%	癒しのデイサービス八千代台 19.3%	あおぞらの里花見川デイサービスセンター 19.3%
地域密着型通所介護	デイサービスそら 33.4%	リハビリデイサービス nagomi 花見川店 23.7%	だんらんの家朝日ヶ丘 16.7%
福祉用具貸与	株式会社シルバーとつぷ 64.4%	ライフケアタカサ千葉支店 11.2%	フランスベッド株式会社 10.7%

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	千葉県花見川区さつかが丘 2-9-3
	名 称	いなせなケアマネ事務所さつかが丘
	説明者	

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者	住 所
	氏 名

(代理人)	住 所
	氏 名